

はじめに

2018 年度町田市障がい者青年学級事業について、「実践報告集第 44 号」を刊行いたしました。この報告集は、障がい者青年学級(以下「青年学級」)の活動の様子を綴り、分析して課題を明らかにし、さらに今後の活動の展望を語ることを目的に編集したものです。編集にあたっては、日頃から活動をご支援いただいている「担当者」(ボランティアスタッフ)の皆様にご尽力いただきました。

2018 年度の青年学級の活動を振り返りますと、3つの学級で 166 名の学級生が参加しました。活動内容としては、通常の学級活動以外に公民館学級は恒例の大地沢青少年センターでの宿泊合宿を行いました。ひかり学級と土曜学級では宿泊合宿か日帰り旅行を行うかを活動の中で話し合い、ひかり学級では、貸し切りバスで相模原公園へ出かけ、土曜学級はロマンスカーで小田原見学となりました。また年度末の成果発表会では各学級ともに新しい歌の作成や、日頃の思いを作文や劇を通して表現するなど、精力的な発表を行いました。特にそれぞれ 4 名と 2 名の新たな仲間を迎えた公民館学級と土曜学級では、新人学級生を交えての学級活動が他の学級生にも刺激を与え、新たな学級活動を生み出す土台になりました。

一方で、担当者の体制は必ずしも充足しているとはいえ、担当者募集のために、市内外の大学・専門学校へのポスター掲示依頼や授業・ガイダンスでの PR、市内町内会の掲示板へのポスター掲示など積極的に広報活動を行い、結果として 13 名の方に担当者として新たに参加いただくこととなりました。

青年学級に参加する学級生を取り巻く環境は、ここ数年目まぐるしく変化しています。2014 年 1 月、我が国は「障害者権利条約」を批准しました。国連総会で採択された 2006 年以後、障害者虐待防止法や障害者総合支援法の施行、障害者差別解消法の成立、障害者雇用促進法の改正など、さまざまな制度改革を経たのち批准しました。この条約は様々な分野における権利実現のための取り組みを締約国に対して求めています。教育

を受ける権利についても、同条約第 24 条において規定しています。

また、町田市においても、2016 年 3 月には、障がいのある人の施策の基本計画として、「第 5 次町田市障がい者計画」が策定されました。この計画では、障がいのある人が希望する学びや文化芸術・スポーツ活動に参加しやすくすることを明記しました。

こういった条約の批准や計画の策定がされる中、2016 年 7 月には世界でも類を見ない凄惨な事件が津久井やまゆり園で起きました。また、2018 年 1 月には旧優生保護法による強制不妊手術が提訴され、改めて社会の中で問われることになりました。

また、文部科学省が実施する「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」委託事業を受託し、障がい者の生涯学習の推進のため、若葉とそよ風のハーモニーコンサートに向けた活動を中心に、コンサート本番だけでなく、実行委員会での話し合いなどのコンサートが形作られていく過程を描くことができたと取り組みました。

このような時代に、障がいがあるといわれる人々が主体的に学び、社会参加し、自らの生を肯定し、地域で生活していくためにも、社会教育事業としての青年学級をより充実させる必要があります。町田に根付いた青年学級事業ですが、さらに社会の中で理解を深められ、より多くの市民の皆さんの参加を得て、事業を展開していけるよう努力と研鑽を重ねていきたいと考えています。

末筆になりましたが、事業の実施、「実践報告書」の作成など、日ごろから活動をご支援いただいている担当者の皆様、関係者の皆様のご尽力に感謝申し上げます。

2020 年 1 月

町田市生涯学習センター